

第 7 節 他所蔵置関係手続

システムを使用して関税法第 30 条第 1 項第 2 号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する他所蔵置許可及び関税法基本通達 30－4（他所蔵置の許可期間の延長手続）に係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

◎ 留意事項

他所蔵置場所に置かれている貨物については、関税法基本通達 67－4－18（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）の規定において、一括申告を行うことは認められていないので留意すること。

1 システムを利用した他所蔵置許可申請

(1) 申請の条件

イ 貨物情報がシステムに登録されている場合

貨物情報がシステムに登録されている場合、仮陸揚げ貨物以外の貨物が対象となる。

ロ 貨物情報がシステムに登録されていない場合

貨物情報がシステムに登録されていない場合、「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）を実施することにより、本業務の実施に併せて貨物情報が登録される。

なお、本業務で貨物情報が登録された貨物については、この章第 3 節 5（システム外搬入確認（輸入貨物））の定めにより「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：BIB）を利用して搬入確認登録を実施するものとする。

◎ 留意事項

① 前記ロ（貨物情報がシステムに登録されていない場合）により貨物情報が登録された貨物については、「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：BIB）が実施されるまでの間、以下の業務及びこれらの業務の照会業務が実施できる。

- ・「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）
- ・「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務（業務コード：TYC11）
- ・「他所蔵置許可期間延長申請」業務（業務コード：TYE）
- ・「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）
- ・「輸入申告」業務（業務コード：IDC）
- ・「輸入申告変更事項呼出し」業務（業務コード：IDD）
- ・「輸入申告変更事項登録」業務（業務コード：IDA01）

② 前記ロの処理は、税関手続関連（海上編）-貨物関係手続-第 1 章第 2 節 3（積荷目録等提出）に定める「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）の実施予定がない貨物に対して利用することができる。

なお、「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）の実施予定がある貨物に対し、誤って前記ロの登録を行った場合は、船会社等による貨物情報の登録ができなくなるため、この節 3（申請の撤回又は許可の取消し）により速やかに他所蔵置許可申請の撤回を申し出ること。

(2) 他所蔵置許可申請情報の登録

イ 登録の方法

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、貨物情報がシステムに登録されており、先頭に「@」が付された項目を入力しない場合は、貨物情報に登録されている情報がシステムにより自動的に補完される。

また、「輸出入者」欄左を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者情報に登録されている情報が項番〔8〕から項番〔12〕までの項目にシステムにより自動的に補完される。

〔1〕 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

当初申請の場合は、入力不可。

〔2〕 申請先税関官署（「申請官署」欄）

他所蔵置場所の管轄税関官署と申請先税関官署が異なる場合に、申請先税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

〔3〕 貨物の区分（「貨物の区分＊」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

なお、前記(1)ロ（貨物情報がシステムに登録されていない場合）は輸入貨物の場合のみ利用可能。

区分	コード
輸入貨物	1
輸出貨物	2

〔4〕 申請者電話番号（「申請者電話＊」欄）

申請者の電話番号を市外局番から必須入力する（区切り符号は入力しない。）。

@ 〔5〕 輸出入者コード（「輸出入者」欄左）

輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。

輸出入者コードを有しない輸出入者の場合は、入力を要しない。

@ 〔6〕 輸出入者名（「輸出入者」欄右）

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に登録されている輸出入者名と異なる場合は、輸出入者名を入力する。

@ 〔7〕 輸出入者住所（連続入力）（「住所（連続）」欄）

「都道府県」欄から「ビル名」欄までを入力する場合は入力不可。

貨物情報に登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、輸出入者の住所を入力する。

@ 〔8〕 輸出入者郵便番号（「郵便番号」欄）

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者の郵便番号

を入力する（区切り符号は入力しない。）。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている郵便番号と異なる場合は、当該郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。

なお、当該項目を入力する場合は、「住所（連続）」欄又は「都道府県」欄から「ビル名」欄までについても併せて入力する必要があることから留意すること。

@ [9] 輸出入者住所 1 / 4（都道府県）（「都道府県」欄）

「住所（連続）」欄を入力した場合は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者の住所（都道府県）を入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（都道府県）を入力する。

外国法人の場合は国名を入力する。

@ [10] 輸出入者住所 2 / 4（市区町村（行政区））（「市区町村」欄）

「住所（連続）」欄を入力した場合は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者の住所（市区町村（行政区））を入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（市区町村（行政区））を入力する。

外国法人の場合は州名又は都市名を入力する。

@ [11] 輸出入者住所 3 / 4（町域名・番地）（「町域名・番地」欄）

「住所（連続）」欄を入力した場合は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者の住所（町域名・番地）を入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（町域名・番地）を入力する。

外国法人の場合は通りの名称等を入力する。

@ [12] 輸出入者住所 4 / 4（ビル名ほか）（「ビル名」欄）

「住所（連続）」欄を入力した場合は入力不可。

「輸出入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合であって、貨物情報に輸出入者の住所が登録されていない場合は、輸出入者の住所（ビル名等）を入力する。

「輸出入者」欄左を入力した場合（関連付けのない法人番号を入力した場合を除く。）であっても、システムに登録されている輸出入者の住所と異なる場合は、当該住所（ビ

ル名等)を入力する。

@ [13] 税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄上段左)

税関事務管理人を定めている場合は次による。

- ① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番 (4桁) を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。
- ② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番 (4桁) を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。
- ③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力を要しない。

@ [14] 税関事務管理人受理番号 (「税関事務管理人」欄上段右)

税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。

@ [15] 税関事務管理人名 (「税関事務管理人」欄下段)

税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当する場合は、税関事務管理人名を入力する。

- ① 「税関事務管理人」欄上段左を入力しなかった場合。
- ② 「税関事務管理人」欄上段左に関連付けのない法人番号を入力した場合。

@ [16] 船舶コード (「船舶」欄左)

輸入貨物の場合は船卸船、輸出貨物の場合は積載船の信号符字 (コールサイン) を入力する。

@ [17] 船名 (「船舶」欄右)

- ① 入力された貨物管理番号に対する貨物情報が存在する場合は入力不可。
- ② 船舶コードが「9999」であり、かつ、入力された貨物管理番号に対する貨物情報が存在しない場合は必須入力する。

@ [18] 入港年月日 (「入港年月日」欄)

輸入貨物の場合は船卸船の入港年月日を西暦 (8桁) で入力する。

輸出貨物の場合は入力を要しない。

[19] 貨物管理番号 (「貨物管理番号*」欄)

他所蔵置許可申請を行うB/L番号又は輸出管理番号を入力する。

[20] 品目番号 (「品目番号」欄)

品目番号について品目コード (9桁) とNACCS用コード (1桁) を続けて入力する。

@ [21] 品名 (「品名」欄)

品名を入力する。

@ [22] 個数 (「個数」欄左)

貨物の個数を入力する。

@ [23] 個数単位コード (「個数」欄右)

「個数」欄左を入力した場合は包装種類コード (「業務コード集」参照) を必須入力する。

@ [24] 重量 (「重量」欄左)

貨物の重量を入力する。

@ [25] 重量単位コード（「重量」欄右）

「重量」欄左を入力した場合は、重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[26] 申請期間開始年月日（「申請期間＊」欄左）

他所蔵置場所への蔵置開始（予定）年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

[27] 申請期間終了年月日（「申請期間＊」欄右）

他所蔵置場所への蔵置終了（予定）年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

[28] 他所蔵置場所の管轄税関官署（「他所蔵置場所＊」欄）

他所蔵置場所を管轄する税関官署を税関官署コード（「業務コード集」参照）で入力する。

[29] 他所蔵置場所名（「名称＊」欄）

他所蔵置場所の名称を必須入力する。

[30] 他所蔵置場所住所（「住所＊」欄）

他所蔵置場所の住所を必須入力する。

[31] 申請事由コード（「申請事由＊」欄）

他所蔵置許可申請事由を他所蔵置許可申請事由コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[32] 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

※ 以下 [33] から [39] までの項目は、貨物の指定地外積卸申請を併せて行う場合に入力する。

[33] 積卸期間開始年月日（「積卸期間」欄左）

指定地外積卸しの開始予定年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

[34] 積卸期間開始時刻（「積卸期間」欄中左）

指定地外積卸しの開始予定時刻を 24 時間制（４桁）で必須入力する。

[35] 積卸期間終了年月日（「積卸期間」欄中右）

指定地外積卸しの終了年月日を西暦（８桁）で必須入力する。

[36] 積卸期間終了時刻（「積卸期間」欄右）

指定地外積卸しの終了予定時刻を 24 時間制（４桁）で必須入力する。

[37] 積卸場所コード（港コード）（「積卸場所（港）」欄）

指定地外積卸しをする積卸港を国連 L O C O D E（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[38] 積卸場所コード（バースコード）（「（バース）」欄）

積卸しする場所について、バースコードが付与されている場合はバースコード（「業務コード集」参照）を入力する。

[39] 積卸場所名（「名称」欄）

「（バース）」欄を入力しない場合に積卸場所名を必須入力する。

ロ 登録の通知

前記イ（登録の方法）によりシステム処理で受理されたときは、申請者へ「他所蔵置許可申請控情報」（出力情報コード：S A L O 5 6 1）が配信される。

(3) 他所蔵置許可申請情報の訂正

前記(2)イ（登録の方法）による他所蔵置許可申請から許可までの間に、当該申請内容の訂正を行う場合は、あらかじめ税関（保税担当部門）の了承を得た上、次により行う。

なお、「申請先官署コード」欄及び「貨物管理番号＊」欄は変更できないため、後記3（申請の撤回又は許可の取消し）による申請の撤回に係る手続が完了した後、再度申請を行うこととなることから留意すること。

イ 訂正の方法

(イ) 呼出しによる方法

「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務（業務コード：TYC11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、前記1(2)イ（登録の方法）により入力した内容が「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出（訂正）情報」（出力情報コード：SAL0681）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、前記1(2)イ（登録の方法）に進じて、訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

[1] 処理区分（「処理区分」欄）

「R」（許可前訂正）を必須入力する。

[2] 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

訂正する他所蔵置許可申請番号を必須入力する。

[3] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

入力不可。

(ロ) 呼出しによらない方法

「他所蔵置許可申請」業務（業務コード：TYC）により、前記1(2)イ（登録の方法）に進じて入力し送信する。

ロ 登録の通知

前記1(3)イ（訂正の方法）により登録された場合は、申請者に「他所蔵置許可申請控情報」（出力情報コード：SAL0561）が配信される。

(4) 関係書類等の提出

必要に応じて、申請に係る関係書類等の提出を求めるものとする。提出を求められた場合は、「他所蔵置許可申請控情報」等の関係書類等を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、当該関係書類等の提出にあたっては、税関手続関連（共通編）－共通手続－第2章第4節2（添付ファイル登録）による「添付ファイル登録」業務（業務コード：MSB）又はファクシミリ送信によることとしても差し支えないものとする。

(5) 審査結果の登録

前記(4)（関係書類等の提出）により提出した他所蔵置申請に係る関係書類により、税関による審査終了が行われた場合には、申請者に次の情報が配信される。

イ 許可の旨が登録された場合

「他所蔵置許可通知情報」（出力情報コード：SAL0581）

ロ 許可しない旨が登録された場合

「他所蔵置審査結果通知情報」（出力情報コード：SAL0641）

2 他所蔵置許可期間の延長申請

(1) 申請の条件

前記1（システムを利用した他所蔵置許可申請）により登録された他所蔵置申請に係る許可期間の延長申請を行う場合は、後記7（書面による他所蔵置許可申請手続等）による延長申請は行うことができない。

また、延長申請を行うことができる者は、当初の許可を受けた者に限る。

なお、他所蔵置の許可期間を経過した場合は、再度前記1（システムを利用した他所蔵置許可申請）により他所蔵置の許可申請を行う必要があるので留意すること。

(2) 他所蔵置許可期間延長申請情報の登録

イ 登録の方法

(イ) 他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し

「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し」業務（TYC11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、他所蔵置許可申請に係る情報が「他所蔵置許可（期間延長）申請呼出（期間延長）情報」（出力情報コード：SALO691）として応答画面（「他所蔵置許可期間延長申請」（業務コード：TYE）の入力画面）に出力される。

〔1〕 処理区分（「処理区分」欄）

「E」（許可期間延長申請）を必須入力する。

〔2〕 他所蔵置許可申請番号（「他所蔵置許可申請番号」欄）

延長対象となる他所蔵置許可申請番号を必須入力する。

〔3〕 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

入力不可。

(ロ) 他所蔵置許可期間延長申請

前記(イ)（他所蔵置許可（期間延長）申請呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、他所蔵置許可期間延長申請をシステムに登録する。

〔1〕 延長申請期間終了日（「延長終了日＊」欄）

延長後の蔵置期間終了年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

〔2〕 記事（「記事」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

ロ 登録の通知

前記イ（登録の方法）により登録され、税関による審査終了が行われた場合には、期間延長された「他所蔵置許可期間延長申請控情報」（出力情報コード：SALO571）が配信される。

3 申請の撤回又は許可の取消し

(1) 撤回及び取消手続

他所蔵置許可申請について撤回又は許可を取り消す場合は、税関(保税担当部門)に申し出た上で、「NACCS登録情報変更申出」を税関（保税担当部門）に提出する。

なお、「NACCS登録情報変更申出」の提出は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第

2 節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：H Y S）により実施することもできる。

また、前記 1 (1) ロ（貨物情報がシステムに登録されていない場合）により貨物情報を登録している場合、撤回又は許可の取消しにより貨物管理番号の再利用が可能になるが、当該貨物情報について複数の他所蔵置許可申請を行っている場合は、全ての他所蔵置許可申請について撤回又は許可の取消しをしなければ貨物管理番号の再利用ができないので留意すること。

(2) 登録の通知

前記(1)（撤回及び取消手続）により提出した他所蔵置申請に係る関係書類等により、税関による撤回又は取り消しの登録が行われた場合には、申請者に次の情報が配信される。

イ 申請の撤回の場合

「他所蔵置許可申請撤回通知情報」（出力情報コード：S A L O 6 0 1）

ロ 許可の取消の場合

「他所蔵置許可申請取消通知情報」（出力情報コード：S A L O 6 2 1）

4 書面による他所蔵置許可申請手続等

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、書面により他所蔵置許可申請を行う場合の取扱いは、次による。

(1) 他所蔵置許可申請手続

貨物情報がシステムに登録されている貨物について、他所蔵置許可場所において引き続き貨物情報を利用したシステム処理を行う場合は、関税法基本通達 30－3（他所蔵置の許可の申請手続）に規定する他所蔵置許可申請書（税関様式 C 第 3 0 0 0 号）に次の事項を付して申請を行う。

① 申請者の「利用者コード」

② 蔵置する貨物の「貨物管理番号」

なお、申請に対し許可した場合は、税関はその旨をシステムに登録する。

(2) 他所蔵置許可期間の延長申請手続

前記(1)（他所蔵置許可申請手続）により書面で他所蔵置の許可を受けた申請者が、その許可期間の延長を受けようとする場合は、関税法基本通達 30－4（他所蔵置の許可期間の延長手続）の規定する手続を行う。

5 他所蔵置許可期間経過後、実施できない業務

他所蔵置許可期間を経過した場合は、他所蔵置許可期間延長申請が行えなくなるほか、次に掲げる申告又は申請から許可又は承認までについても行えないため、再度他所蔵置の許可を得る必要があるので留意すること。

① 輸出入申告

② 保税運送申告（他所蔵置場所から貨物を搬出した後の運送期間延長を除く。）

③ 見本持出許可申請

6 輸出入申告等において使用する保税地域コード

他所蔵置貨物について輸出入申告等を行う場合に使用する「保税地域コード」は、次による

(1) システムを利用した他所蔵置許可の場合

「他所蔵置許可通知情報」（出力情報コード：S A L 0 5 8 1）の「他所蔵置場所」欄に出力された保税地域コードを使用する。

(2) 書面による他所蔵置許可の場合

税関官署毎に定められた他所蔵置場所の保税地域コード（「業務コード集」参照）を使用する。

7 他所蔵置場所における貨物管理

他所蔵置許可場所における貨物管理については、次表に準じて行う。

項番	条件	参照先	手続
1	保税運送により到着した輸入貨物を搬入する場合。	この章第3節（貨物の搬入関係手続）	搬入確認登録
2	申告前の輸出貨物又は積戻し貨物を搬入する場合。		搬入確認登録（輸出未通関）
3	許可済の輸出貨物又は積戻し貨物を搬出・搬入する場合。		搬入確認登録（輸出許可済）
4	保税運送貨物を搬出する場合。	この章第4節（貨物の搬出関係手続）	搬出確認登録（保税運送貨物）
5	貨物を国内に引き取る為に搬出する場合。		搬出確認登録（貨物引取り）
6	貨物をバンニングし搬出する場合。	この章第5節（バンニング関係手続）	バンニング情報登録
7	貨物取扱届の届出等。	この章第11節（貨物取扱関係手続）	貨物取扱関係手続